

第一種冷媒フロン類取扱技術者（旧漏えい点検資格者）各位

（一社）日本冷凍空調設備工業連合会

第一種冷媒フロン類取扱技術者（旧漏えい点検資格者）の有効期限の変更について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、フロン排出抑制対策にご尽力いただいておりますこと、御礼申し上げます。

さて、皆様が保有しております第一種冷媒フロン類取扱技術者の資格は、漏えい点検資格者講習会を含めると、開始してから今年で5年が経ち、平成28年（2016年）6月30日が、最初の有効期限を迎えますが、以下のような経緯、考え方から、「漏えい点検資格者」から「第一種冷媒フロン類取扱技術者」に移行した方のうち、平成30年（2018年）12月31日以前の有効期限の方を対象に、**有効期限を平成31年（2019年）6月30日に変更**することにいたしました。（平成25年（2013年）10月以前に開催された講習会を受講された方）

そこで、当該技術者には、新たな有効期限を変更した技術者証と併せて現在使用しているテキストを送付いたしましたので、ご確認ください。技術者証が届きましたら旧技術者証は破棄していただきますようお願いいたします。

また、今回の有効期限の変更に伴い、皆様方の技術者証の有効期限は、平成31年（2019年）6月30日となりますが、更新方法等の詳細については、今後、日本冷凍空調工業会、日本冷媒・環境保全機構、当会の3団体で検討した上で、公表してまいりたいと思います。

今後ともよろしくようお願い申し上げます。

敬具

記

【変更の理由】

当該講習会は、「漏えい点検資格者講習会」として平成23年（2011年）3月に開始し、平成26年（2014年）4月から「第一種冷媒フロン類取扱技術者講習会」として新たに開始した。

よって、「第一種冷媒フロン類取扱技術者」は、平成26年（2014年）4月からスタートしたため、有効期限の起算日は、平成26年（2014年）4月1日となり、最初の有効期限は、平成31年（2019年）6月30日となる。

そこで、「漏えい点検資格者」から「第一種冷媒フロン類技術者」に移行された方で、有効期限が平成31年（2019年）6月30日より前の方、つまり、有効期限が平成30年（2018年）12月31日以前の技術者を対象に、新たな有効期限を明記した技術者証を送付することにいたしました。

【お願い】

今回は、第一種冷媒フロン類取扱技術者を新たに取得（移行）したということで、有効期限の起算日が平成26年（2014年）4月1日となるため、漏えい点検資格者から起点しますと最長で、8年となります。

そのため、最新のテキストを同封いたしました。最初に講習したテキストからは大幅に内容が変わっています。特に、法律（フロン排出抑制法）やガイドラインなどです。テキストの内容を技術者各自でご確認いただき、フロン排出抑制に努めてください。

【ご注意】

今回の更新期間の延長に伴う費用（技術者証の発行手数料、テキスト代等）のご負担は、当会で負担します。技術者の皆様のご負担はありませんので、お含みおきください。

以上

担当：大沢・高橋 TEL. 03-3435-9411